

縮小社会研究会 第 69 回研究会



日時：2022年12月2日（金） 19:30～21:00、オンライン開催（Zoom）

ウクライナからの穀物供給が止まり、アフリカ諸国の飢餓が心配された。日本でも食料油などの高騰が生じている。また、コロナ禍では13カ国が輸出規制をし、ウクライナ侵略後には20カ国が規制をした。食料自給は安全保障の基本である。日本の食料自給率は38%（2021年）であり、多くを遠路はるばる海外から輸入している。ひとたび、不作や紛争が起これば、飢餓が蔓延する非常に脆弱な状態である。にもかかわらず、この間、食料の増産どころか、種子の自家生産さえも潰された。すなわち、2018年に種子法が廃止され、2020年に種苗法が改正（悪）された。これによって、極端にいうと、海外の大手の種苗会社から毎年種を買わざるを得なくなる。農業において種子は一番大事なものである。昔から飢饉にあっても来年に播く種は残した。

私たちに食料の権利を！

～「主要農作物種子法」廃止によって深まる食料安全保障の危機～

講師： 仲野晶子さん（ジャーナリスト）

講演要旨： 戦後の食糧難で慢性的栄養失調や餓死を数多く生んだ日本は、主要農作物の優良な種子の生産と普及促進を目指し、「主要農作物種子法」の公布を実現させた（1952年5月1日）。1960年には食料自給率79%（カロリーベース）を達成。しかし現在では38%まで落ち込み、穀物自給率に至っては28%で、OECD諸国で最低レベルにある。約8億人が飢える世界食糧危機に対峙し食料安全保障を強化している諸外国とは逆行するように、日本では「主要農作物種子法」を突然、2018年4月1日に廃止した。「規制改革推進会議」が主導し、「食料・農業・農村審議会」に一切諮問・付議せず、衆参それぞれ5時間程度の審議で、廃止を決定した。食料への権利や農家の種子・知見（多国籍企業に支配されるリスクを包含）などが危うい状態にある。

この危機に対し、種子法廃止の違憲性を問い、食の安全・持続可能な農業・食料主権を守ろうと、学者・弁護士・消費者・農家・元農業試験場職員らが、「種子法廃止等に関する違憲確認訴訟」に取り組み奮闘している。講演では、種子法とその廃止による影響や種苗法とその改正による影響などを概説した上で、2022年6月3日の「種子法廃止等に関する違憲確認訴訟」証人尋問での証言内容や、10月7日の弁護団による意見陳述内容について紹介する。国民一人一人に影響が出てくる大切なこの問題を一緒に考えましょう。

仲野晶子さんの略歴： 米国大手金融機関 J.P.モルガン・チェース銀行バイス・プレジデントを経て、現在は在野のジャーナリストとして活動。青山学院大学大学院修了（国際政治学修士）。

zoom の URL： <https://us02web.zoom.us/j/81498282988?pwd=SWFFeVZVQmt2cEkrdWxZUVhbbHBLUT09>

ミーティング ID： 814 9828 2988 パスコード： 403290

参加費：無料、寄付は歓迎します。

参加登録：会員は不要。非会員の方は松久 (h.matsuhisa@shukusho.org) まで連絡願います。